

生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の認定について

1 認定申請

就労訓練事業の認定申請にあたっては、「生活困窮者自立支援法施行規則」（平成27年厚生労働省令第16号）第21条に規定する就労訓練事業の認定基準を満たすことが必要です。

認定申請を行う前に、認定基準と当該基準を補足し、認定を受けた事業者が順守すべき事項を定めている「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」（平成30年10月1日付社援発第1001第2号厚生労働省社会・援護局長通知）を併せてご確認ください。

（1）認定を行う主体について

認定は、就労訓練事業を行う者の申請に基づき、知事（但し、当該就労訓練事業の経営地が北九州市、福岡市、久留米市である場合は、それぞれの市長）が行います。

（2）認定の対象について

認定は、事業所ごとに行います。ただし、同一法人が複数の事業所において就労訓練事業を実施する場合において、同一都道府県内（知事が認定を行う区域にある事業所に限ります）にある事業所については、複数の事業所をまとめて申請することが可能です。

（3）認定基準の内容について

認定基準の内容については、以下のとおりです。

<就労訓練事業者に関する要件>

- ① 法人格を有すること。
- ② 就労訓練事業を健全に遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有すること。
- ③ 自立相談支援機関を行う者のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
- ④ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。
※例えば、就労支援体制、訓練や支援付雇用における具体的な作業の内容、利用状況等について、ホームページ等において公開すること。
- ⑤ 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

※「その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律」とは、例えば、以下の法律が挙げられます。

- 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- 身体障害者福祉法（昭和24年法律第213号）
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）
- 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
- 介護保険法（平成9年法律第123号）
- 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
- 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）

イ 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- キ 破産者で復権を得ない者
- ク 役員のうちにアからキまでのいずれかに該当する者がある者
- ケ 上記のほか、その行った就労訓練事業（過去5年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

＜就労等の支援に関する要件＞

就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。

- ① ②に掲げる生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者（就労支援担当者）を配置すること。
- ② 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。
 - ア 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。
 - イ 就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
 - ウ 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する支援について必要な措置を講じること。

＜安全衛生に関する要件＞

就労訓練事業を利用する生活困窮者（労働基準法第9条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。

＜災害補償に関する要件＞

就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第9条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

2 認定事務の詳細

（1）申請

就労訓練事業の認定を受けようとする者は、「生活困窮者就労訓練事業認定申請書」（則様式第2号。以下「申請書」という。）に、②に掲げる書類を添えて、知事に提出してください。

なお、申請関係書類については、事業所の所在地のある市を経由して提出することができます。

① 申請書の記載事項（則様式第2号）

- （ア）就労訓練事業を行う者（申請者）の名称
- （イ）就労訓練事業を行う者の主たる事務所の所在地、連絡先
- （ウ）就労訓練事業を行う者の法人の種別、所轄庁
- （エ）就労訓練事業を行う者の法人の代表者の氏名
- （オ）就労訓練事業が行われる事業所の名称

- (力) 就労訓練事業が行われる事業所の所在地、連絡先
- (キ) 就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名
- (ク) 就労訓練事業の定員の数
- (ケ) 就労訓練事業の内容
- (コ) 就労訓練事業における就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名

② 申請書に添付する書類

- (ア) 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- (イ) 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類
- (ウ) 事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類
- (エ) 貸借対照表や収支計算書などの法人の財政的基盤に関する書類
- (オ) 就労訓練事業を行う者の役員名簿
- (カ) 「誓約書」(様式1)
- (キ) その他知事が必要と認める書類

なお、社会福祉法人、消費生活協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、②の(カ)(キ)のみの添付で可とします。

(2) 受理

知事は、申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、申請者に補正を行っていただいた上で、受理します。

(3) 認定

知事は、申請に係る就労訓練事業が、認定基準に適合していると認めるときは、認定を行います。

この場合、認定番号を付番するとともに、申請者に対して、「生活困窮者就労訓練事業認定通知書」(様式2)を送付することにより、認定を行った旨を通知します。

一方、認定を行わない場合は、申請者に対して、「生活困窮者就労訓練事業不認定通知書」(様式3)を送付することにより、その旨を通知します。

(4) 認定の取消

知事は、認定に係る就労訓練事業(以下「認定就労訓練事業」という。)が、認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消します。

(5) 報告徴収

知事は、法の施行に必要な限度において、認定就労訓練事業を行う者又は認定就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めます。

3 事業の開始

認定就労訓練事業は、自立相談支援機関のあっせんを受け、生活困窮者等を受け入れることができます。なお、生活保護受給者を含め10名以上の定員を設け、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合(以下単に「第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合」という。)は、事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第69条第1項の規定に基づき、当該事業開始の日から1月以内に、知事に所定の事項を届け出てください。

なお、この際、事業者は生活困窮者就労訓練事業認定通知書の写しを添付してください。

4 事業の変更

認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業について、2の(1)の①に掲げる事項(オ)から(キ)までに掲げる事項を除く。)に変更があった場合は速やかに変更のあった事項及び年月日を、2の(1)の(オ)から(キ)までに掲げる事項について変更をしようとする場合にはあらかじめその旨を、「認定生活困窮者就労訓練事業変更届」(事前届出事項については様式5、事後届

出事項については、様式4)により、知事に届け出てください。

また、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合は、これとは別途、変更の日から1月以内に、社会福祉法第69条第2項に基づく届出が必要ですので、知事に所定の事項を届け出てください。

5 事業の廃止

認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、「認定生活困窮者就労訓練事業廃止届」(様式6)のより、その旨を知事に届け出てください。

また、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合は、これとは別途、廃止の日から1月以内に、社会福祉法第69条第2項に基づく届出が必要ですので、知事に所定の事項を届け出てください。